

平成 2 5 年 度

学 校 監 査 報 告 書  
(笛吹市立御坂東小学校)

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

御坂東小学校に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

## 2 監査基準日・監査の範囲

平成25年4月30日現在の財務及び事務に関すること

## 3 監査の実施日

平成25年6月12日（水） 午前10時30分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった下記項目について、御坂東小学校から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

- 1 「学校概要」
- 2 「学校長に対する事務委任の範囲について」
- 3 「歳出状況調書」
- 4 「負担金補助金及び交付金支出（予定）状況調書」
- 5 「負担金補助金及び交付金の管理状況調書」
- 6 「委託契約（一般委託）（予定）調書」
- 7 「賃貸借に関する調書」
- 8 「学校が扱う公金以外の現金の管理状況調」
- 9 「郵便切手受払状況」
- 10 「学校運営に係る懸案事項」
- 11 「指定事項調書」
  - ①学校内及び通学路等の危険箇所の把握状況と今後の対応等について。
  - ②学校内でのいじめ等の発生件数及びその対応について
  - ③不登校生徒の人数、主な理由及びその対応について

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

## 6 監査の結果

### (1) 予算・財務に関する事務

平成25年4月30日現在における御坂東小学校から提出された一般会計歳出状況調書の金額は、監査の結果関係帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手等については、御坂東小学校において所有している保管

枚数と受払簿に間違いはなく、適正に管理されていた。支出伝票関係についても適正に処理されていた。

なお、学年費、給食費等の学校納付金についても、適正な管理が行われていた。

(2) 事務・事業の執行状況

御坂東小学校に係る事務事業の執行については、良好であると認められる。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

御坂東 小学校	事務 事業	①公費以外のPTA会費、学級費、給食費等の学校納付金の管理については、盗難、不正支出を防ぐためにも、通帳と印鑑は別々に鍵のかかる金庫等に保管をして、出金については管理責任者（校長先生等）のもとで複数人が確認する中で行うこと。
学校教育課	事務 事業	①各学校の校舎等の老朽化については、今回の監査対象校以外にもたくさんあるが、危険度等を考慮して、児童・生徒たちが安心・安全な学校生活が送れるように、教育総務課とも協議をしながら、優先順位等をつけて順次修繕等を行うこと。
		②通学路等の危険箇所については、死亡事故も発生した場所もあるので、今後も随時点検等を行い、危険箇所を把握する中で、児童が安全に登下校できるように危険度等を考慮して、優先順位等をつけて今後とも対応されたい。

●地方自治法第199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について平成25年度定期監査資料の中で報告をお願いします。

8 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針等が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

学校内及び通学路等の危険箇所の把握状況と今後の対応等について。

《現状及び今後の方針等》

○学校内の危険箇所

・本校体育館は、市内で唯一の手動昇降式照明灯である。手動式のため、ワイヤー切れを防ぐ微妙な力加減の操作が必要となる（業者）とのことで、過去に、照明交換時の落下事故もあったとのことである。日常の体育館の使用は問題ないとのことだが、児童と社会体育での使用上の安全確保を最優先し、交換をお願いしたい。

○通学路の危険箇所

・御坂東小南側、旧137号線とみやさか道路が交差する十字路は、交通量も多く、急坂で

見通しも悪いため、昨年度死亡事故が発生した。児童の登下校の安全確保のために、昨年度から信号機の設置を要求している。

・御坂東小東側、八幡上野神社角の県道304号線（鎌倉街道）とみやさか道路が交差する十字路は、地域の生活道路とともに本校通学路にもなっている。近年のみやさか道路の整備に伴い、旧国道を迂回する車両も多く、児童及び地域の方の横断に危険性を感じている。横断歩道の設置と、横断歩道の存在を知らしめる表示の整備を市に要望している。

・県道304号線（鎌倉街道）、八幡上野神社角の十字路を200mほど東進した所は、道路がカーブしている上に、唯一河川のガードレールが設置されていない。通学路であり、児童の河川転落を予防するために、ガードレールの設置を市に要望している。

#### 《指定事項②》

学校内でのいじめ等の発生件数及びその対応について

##### 《現状及び今後の方針等》

・件数0

・ほめて認めて育てることを基本に、一人一人の良さを引き出す指導を工夫し、自己肯定感の醸成と信頼関係づくりを進めるとともに、適切な児童理解をもとに一人一人の心の居場所となる学級づくりに努め、児童会縦割り班活動等の集団活動を通して協力し合う心を育て、いじめや不登校、暴力行為等のない楽しい学校生活の実現を図っている。

#### 《指定事項③》

不登校生徒の人数、主な理由及びその対応について

##### 《現状及び今後の方針等》

・人数0